



2020年4月27日

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットながさき 御中

〒857-0806

佐世保市島瀬町10番12号

株式会社親和銀行

営業推進部

### 申入書に対する回答について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、先般、当行カードローン商品「親和銀行カードローン（直接入金型）」・「親和銀行カードローン（口座引落型）」の取引規定に対する申入れ事項につきまして、回答させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 【申入れ事項（趣旨）】

1. 親和銀行カードローン（直接入金型）取引規定、第9条（1）項⑤号の削除  
＜詳細＞第9条（期限前の全額返済義務）（1）-⑤「相続の開始があったとき。」
2. 親和銀行カードローン（口座引落型）取引規定、第8条（1）項⑤号の削除  
＜詳細＞第8条（期限前の全額返済義務）（1）-⑤「相続の開始があったとき。」
3. 消費者が借主となりうる他のローン契約に対する同様の対応

#### 【回答】

当行としては、本条項が直ちにお客さまに対して、消費者契約法10条に違反するものとは言いがたいですが、お客さま本位の観点より、本条項を削除することと致しました。

また、他のローン契約（車・教育ローン等）につきましても、同様の対応を行っております。（2020年4月1日より新规定使用開始）

以上